1. 名誉毀損(名誉権の侵害)について(案)

論点1 共通の属性の摘示について

特定の者が有する共通の属性を摘示する行為を、名誉毀損にあたるかと考えるべきか否か? 投稿例)「〇〇(人名)は同和地区出身者である」 参考:東京地判令和3年9月27日Westlaw2021WLJPCA09276002

【論点整理(案)】

特定の者が有する共通の属性を摘示する行為が、名誉毀損にあたるか否かについては見解が分かれる¹。 伝統的な見解は、社会にいまだ差別が存在する以上、当該事実の摘示により社会的評価が低下することは否定できないというものであり、裁判例も概ねそのような傾向がみられる。一方、当該事実の摘示を名誉毀損とみるべきではないという裁判例や見解もあり、確かにこれらの摘示を名誉毀損と判断することは、不当な差別的取扱いを固定化するおそれがあるともいえる。どのように考えるべきか。

論点 2 共通の属性に関する意見・論評について

違法性阻却事由、いわゆる免責要件についてどのように考えるべきか?

投稿例)「●●人記者○○(人名)が虚偽の記事を執筆掲載している」 参考:大阪地判平成28年9月27日裁判所ウェブサイト

【論点整理(案)】

(1)社会的評価の低下

社会的評価の低下の判断にあたっては、複数の職員が社会通念に照らしつつ行うこととする。

- (2) 違法性阻却事由
 - ①公益以外の目的

意見・論評内に嫌がらせ、復讐、人身攻撃目的など、<u>公益以外の目的である旨が明記</u>されている場合であって、かつ、文脈上、<u>公益目的であることを推認させる事情が全くない</u>場合は、公益目的に欠けることが明らかであり、 <u>名誉毀損にあたると判断してよいか</u>²。

②侮辱的な表現

意見・論評において<u>用いられる表現の侮辱性に着目し、2. 名誉感情の侵害で併せて審議をいただき、類型化を</u>図るための考え方を整理することとしてよいか。両者の区分は、社会的評価が低下しているか否か、同定が可能か否かにより行う。

なお、違法性が阻却されるためにはすべての要件を満たす必要があるため、①又は②に該当すれば削除要請は可能